

# 第9回まちづくり協議会を開催しました

国分寺市まちづくり条例第22条第3項の規定に基づき、意見書に対する見解書を作成するにあたり、まちづくり協議会と協議を行いました。

【日時】  
令和元年10月11日（金）午前10時から11時40分  
【場所】  
本多公民館 ホール



## ■主な意見概要

- 地区内道路について、地域の状況も理解できるが、命を守るという観点から、防災機能の改善のために、主要な道路は幅員6mでの整備が必要ではないか。
- 地区内道路については、6mという具体的な数値が載ったことに対する懸念から反発に繋がったのではないかと感じる。地区内に通過交通が入らない今の状況は良いと思うが、防災の観点から改善が必要なのは大きいと理解できる。修正案では、6mという具体的な値を削除し、これから防災機能を高めていくために、どうしていくかを住民の方々と話し合った上で、どのような手法とするか決めることとし、道路の防災機能の改善例としても、拡幅以外の手法も挙げられており、この修正に賛成である。
- 地区内道路の整備の取組時期を遅らせているが、住民の方々と話し合いのプロセスは早めに入れた方がよいと思う。まちづくりのプロセスの中に、地区内道路について住民の方々と話し合うプロセスを明記したらどうか。
- まちづくり計画を決定した後、一度決定したからといってずっと大事に守っていくのではなく、今後、具体化していく中では、適宜見直しを行いながら進めていくことも視野に入れてほしい。
- まちづくり計画について、抽象的でなく具体的なものにすべきという意見があれば、一方で具体的なもので突然権利制限されるのかという受け取り方もある。今でも多くの方が、行政が具体的な計画案を出してくれて、良くも悪くもそこから進めるといったイメージを持っている。しかし最近では、大枠を初めにみんなで考えよう、それから具体化していきましょうという、社会的にもまちづくりの進め方が変わってきている。このまちづくり計画もそのような考えで、はじめに皆で大枠の方針をオーソライズするために作ったのだと理解している。一度、説明会等の場でまちづくり計画の意義、根本を説明すべきだ。
- 今後の予定で、まちづくりの集いにおいて、また違う意見が出たらどうなるのか。何度もまちづくりの集いを繰り返して、まちづくり計画が知らぬ間に変わってしまうのならば、これまでの協議会や懇談会での議論や、意見書の募集は何だったのか。
- 西国分寺駅北口のまちづくりは、10年から30年の間に絶対にやらなければならないと思っている。子どもや孫、またその先のことを考えたら、今このまま放っておけない。
- まちづくりを進める際には、反対も賛成もどちらも出てくるのは当然である。最終的に、皆がまちづくりのために犠牲になるのではなく、自分たちのまちのために我々も協力するのだと意識が変われば、まちづくりは進む。

◎西国分寺駅北口周辺まちづくりに関する情報は、市のホームページでも紹介しています。

市ホームページ、サイト内検索で [西国分寺駅北口周辺まちづくり](#) と入力して検索してください。

◎また、右記のQRコードからも国分寺市のサイトにアクセスできます。



2019.11  
News  
No.11

# 西国分寺駅北口周辺 まちづくりニュース 国分寺市 まちづくり部 まちづくり推進課

## まちづくり計画(案)に関する 意見書に対する見解書を公表します

5月中旬から6月上旬にかけて、西国分寺駅北口周辺まちづくり計画（案）に関する意見書を募集したところ、16通（署名者添付を含め340名）の意見書の提出がありました。皆様からいただいたご意見の概要と、ご意見に対する市の考え方（意見書に対する見解書）を公表します。

### ■見解書の公表（中面で一部を紹介しています）

【期間】令和元年11月15日（金）～令和2年1月15日（水）

【場所】①まちづくり推進課（市役所第2庁舎） ②オープナー（同附属棟）

③各公民館 ④いずみホール ※休館日・休庁日にご注意ください。

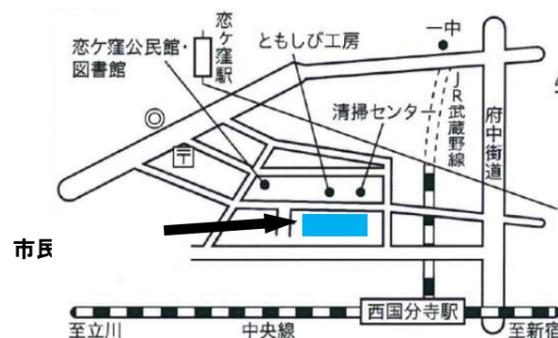
※市ホームページでも見解書の全文を公表します。

## まちづくりの集いを開催します

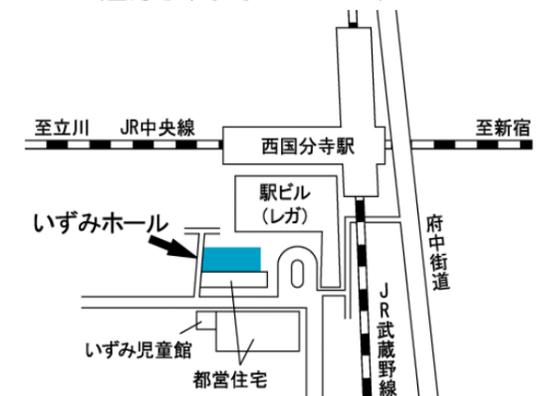


意見書を踏まえて、協議会と協議の上検討し、意見書に対する見解書とまちづくり計画（案）の修正案を取りまとめました。この修正案や今後のまちづくりの進め方について意見交換する、まちづくりの集いを開催します。あわせて、意見書の概要、見解書等についてご説明します。

【日時】11月23日（土）午前10時から  
【会場】国分寺市民室内プール 3階 体育室  
（国分寺市西恋ヶ窪 3-32-6）



【日時】11月26日（火）午後7時から  
【会場】国分寺市立いずみホール Bホール  
（国分寺市泉町 3-36-12）



※申込不要です。当日直接会場までお越しください。 ※いずれも同内容です。

発行/国分寺市 まちづくり部 まちづくり推進課（担当：三田・井上）

電話番号：042-325-0111（内線456）

ファクス番号：042-324-0160

E-mail: machisuishin@city.kokubunji.tokyo.jp

# いただいたご意見とご意見に対する市の見解、まちづくり計画（案）の修正案の一部をご紹介します

意見要旨	意見に対する見解	反映
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 目指す内容は良いと思う。</li> <li>● 「住みたい住み続けたい」という、居住中心のコンセプトはいいと思う。ここは外から人を集めて賑わいを創るようなまちではない。</li> <li>● この地域は都会にはない自然・静けさ・緑・畑・閑静な住環境が魅力であり、住民が安全・安心・快適に生活でき、住み続けたいまち、住んでみたいまち、訪れてみたいまちであることが重要と考える。引き続き低層住宅を中心としたまちづくり計画を望む。</li> </ul>	<p>西国分寺駅北口周辺地区の持つ最大の魅力「暮らしやすい住環境」を活かし、磨きをかけるとともに、将来、社会構造が変化する中であっても、「訪れる人を惹きつけ、住む人が誇りを持てる個性をつくる」こと、この2つの視点を持って、西国分寺駅北口周辺地区まちづくりの方向性（ブランドコンセプト）を定めました。</p> <p>今後は、「暮らしやすい魅力的な住宅都市」「人が中心の都市デザイン」「まちを育て誇りを育む（エリアマネジメント）」の3つをまちづくりの方向性とし、西国分寺駅北口周辺地区ブランドの確立を目指していきます。</p>	<p>済 計画(案) p.45 概要版 p.8</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今年3月に配布されたまちづくりニュースの中で、日吉町一丁目と西恋ヶ窪二丁目の境界を南北に通る道路が「緑と水の回廊」と称して拡幅される対象となっていることを初めて知った。現道4mを2m以上拡幅し、一斉には立ち退かなくても良いが、建替え時等にセットバックすることになっており、道路拡幅にあたり市は一銭も支出せず、住民の敷地をセットバックさせ、無償で提供させるという、全て住民負担の内容に憤りを覚える。したがって、以下の理由から、日吉町一丁目および西恋ヶ窪二丁目の境界となる南北道路を、拡幅セットバックの対象となる道路の位置づけから外すことを強く求める。</li> <li>● 大震災時には火災が同時多発的に発生するため、消防車の数は足りず、個々の火災まで対応できず、地区内には進入してこない。また、本地域は「木造密集地域」ではないため、セットバックによる拡幅の必要はない。防災のためといえ、具体的な効果検討を行わなくても何でもできるという、住民生活軽視の考えだ。</li> <li>● 道路を拡げれば、運転しやすくなるため、車のスピードが上がり、歩車共存道路では、歩行者・自転車の危険性が増す。流入抑制・速度抑制策の効果は無い。通過交通が増大することは必須であり、静かな住環境が損なわれる。</li> <li>● 地区内道路の整備にあたっては、両側に住宅地が形成されている箇所は避け、車のすれ違いができない箇所等を対象に、空地や農地を活用して、土地所有者のご協力を得ながら進めるべきだ。</li> </ul>	<p>「まちづくり計画」は、その地区がどのようなまちを目指していくべきか、地区の住民の皆様はもとより市として将来のまちの全体像や方向性を共有するための計画であり、道路幅員や線形、整備手法といった詳細を決定する道路事業の計画ではありません。</p> <p>「まちづくり計画」で定めた内容については、今後さらに検討を深め、都市計画決定等の法に基づく手続きを行った上で決まってくるものであり、御意見にあるような、道路中心線から3mの壁面後退といった具体的な制限を定めることも、即座に事業を開始するようなことありません。</p> <p>これまでのまちづくり協議会、懇談会の場で、道路幅員については、緊急車両の進入や災害時を考慮すると、おおむね幅員6mの地区内道路ネットワークが必要であるという意見が多かったこと、また、道路整備に当たっては新設道路を整備するのではなく既存道路網を前提としたいという意見が多かったことから、消防活動困難区域（現況幅員6m以上の道路から直線距離140mの範囲に含まれない区域）の解消を考慮し、御意見をいただいた路線を含む道路ネットワークの構築を目指すこととして計画（案）の内容に盛り込みました。</p> <p>ただし地域には現在多くの戸建て住宅が立ち並んでおり、沿道の住民の皆様のご不安も認識しております。</p> <p>今回の意見募集において沿道の住民の皆様から拡幅整備に対する御意見を多数いただいたことから、「まちづくり計画」では道路ネットワークの改善による防災機能の向上を方向性として示し、具体的な計画については今後住民の皆様とともに検討していくこととして、表現を変更します。</p>	<p>有 計画(案) p.63, p.73 概要版 p.17, p.21-22 など</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 6m道路の整備では不十分ではないか。阪神大震災では、細街路で住民の逃げ遅れ、緊急車両が入れなかったと聞く。電柱やブロック塀の倒壊の可能性もあり、通過交通を防ぐことを優先するあまり、避難経路まで失う可能性がある。消防署や多摩医療センター等からの最短ルートや災害時の二方向避難を確保するために、無電柱化し、安全な歩道を整備した主要道路が地区の中央に東西南北の十字型に必要なと思う。道路幅員については、引き続きご検討いただきたい。</li> <li>● 消防車の通行及び消防活動に必要な道路幅員について、消防署に問い合わせたところ、地震などの災害時に倒壊物による道路閉塞を考慮すると6mは必要であるということだった。したがって、道路整備に対する反対意見が多くとも、幅員6mという目標を早々に下ろすべきではない。計画（案）の表現から後退させたものとするのは不適切である。</li> </ul>	<p>通過交通の流入抑制対策等については、今後、将来像を実現化するための具体的な手法を検討する段階で、交通量調査や実証実験等を行い、住民の皆様のご意見を踏まえて、取組の一つに追加します。</p>	<p>有 計画(案) p.57 概要版 p.12 など</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地区内での人身事故について、警察署に問い合わせたところ、平成28年9件、平成29年13件、平成30年10件であった。平成29年3月に新府中街道の開通という大きな変化があっても、事故件数に明確な変化が見られない中で、通過交通の流入に対する懸念だけが先行しているように思う。道路の状況は不動産の資産価値に直接的な影響を与えることから、流入抑制策を実施するには、その根拠を明示すべきだ。</li> <li>● 地区の大半は、スクールゾーンとなっているにもかかわらず、車両通行禁止時間帯に何台も車が通っており、気がかりである。車両の流入抑制の手始めに、まずはエリアマネジメントの一環としてバリケードの出し入れを地元で引き受け、どれほど負担があるか実感してみたらどうか。</li> </ul>	<p>通過交通の流入抑制対策等については、今後、将来像を実現化するための具体的な手法を検討する段階で、交通量調査や実証実験等を行い、住民の皆様のご意見を踏まえて、取組の一つに追加します。</p>	<p>有 計画(案) p.57 概要版 p.12 など</p>

■まちづくり計画（案）の修正案の一部をご紹介します。下線部が修正箇所です。

**計画（案）p.57 / 概要版 p.12**

【ブランドコンセプト2】人が中心の都市デザイン

**安全に歩ける地区内道路の整備**

- 駅へのアクセス道路を整備し、これまで地区内道路が担ってきた通過交通を処理する役割をシフトさせることで、コミュニティ内への通過交通の流入を抑制します。
- またあわせて、地区内道路への通過交通の進入抑制及び速度抑制対策の導入に向けた検討を進めるとともに、エリアマネジメント組織等による地域の交通安全の取組を推進します。



**計画（案）p.63 / 概要版 p.17**

【ブランドコンセプト1】暮らしやすい魅力的な住宅都市

**都市の防災・防犯機能の改善**

- 地区の防災機能の改善に向け、基礎的な防災機能を持つ道路のネットワーク構築を目指します。
- ただし、具体的な計画については、戸建て住宅が立ち並ぶ地域の現状を踏まえ、今後、住民参加により、地域に適した手法を検討した上で、決定していきます。



**計画（案）p.73 / 概要版 p.21-22**

**1 まちづくりのプロセス**

まちづくり計画は、西国分寺駅北口周辺地区のまちの将来像や実現化策の方向性を示すものです。目指すまちの姿の実現に向けては、市民、関係団体、行政等の多様な主体の連携が必要不可欠であり、これらの関係者が連携を回りながら、まちづくりを着実に前進していきます。

今後は、それぞれの実現化方策について関係者と詳細な検討を重ねながら、具体的な事業計画やソフト施策へと展開していきます。これらを展開していく中で、まちづくり計画の進捗状況の確認と、まちづくりの進展や社会情勢の動向等を踏まえたまちづくり計画の見直しを、適時適切に行うことにより、効果的にまちづくりを推進していきます。

	STEP 1	STEP 2	STEP 3			
【ブランドコンセプト1】 暮らしやすい 魅力的な住宅都市	<b>回遊する</b>	都市の庭の整備・再生・再編	補助事業の活用等による事業推進	まちづくりの進捗を踏まえた用途地域・地区計画等の見直し		
	<b>風景をつくる</b>	寄り道したくなるまちの仕掛けづくり	用途地域等の見直し（駅前周辺） 地区計画等の検討・策定	駅前・界隈性のある飲食店街や地域に根ざした園地の育成・支援	地区計画の制限内容の遵守、行政による指導	
		魅力的なまちなみをつくるルールの策定	地区計画等の検討・策定 （まちなみに関するルール）	農地の維持・保全方策の調査研究、社会実験等の実施、「都市の中庭」と連携した農地経営方策等の検討		
	<b>憩う・集う</b>	コミュニティの核の創出		「都市の中庭」の機能・施設について住民参加で検討	まちの個性を印象づける施設 民間出店者の誘致 官民連携での施設設置検討	暮らしを楽しむ施設（店舗・飲食店）開業 まちの個性を印象づける施設の開業
	<b>住みたい・住み続けたい</b>	多様な世代が住み続けられるまちを目指した土地利用の見直し	用途地域等の見直し（駅前周辺） 地区計画等の検討・策定	見直し後の制限内容の遵守、行政による指導	広場・公園・道路等の整備の機会を捉えた防災機能の配置、防犯灯の設置	住民参加による都市の防災・防犯機能の改善手法の検討、地区計画等への位置づけ
	都市の防災・防犯機能の改善			地区内道路の整備等		